

クレジット契約約款

申込者（契約者を含む。以下「甲」といいます。）とＪフィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます。）とは、甲が、学校法人ロイヤル学園（以下「学園」といいます。）から提供を受ける役務（以下「本件役務」といいます。）の対価の全額又は一部の額を学園へ立替払いすることを当社に委託し、当社がこれを受託するとともに、当該立替払額（以下「立替金」といいます。）を、甲が、当社と合意した期間にわたって分割して、又は当社と合意した時期に一括して当社に支払うクレジット契約（以下「本契約」といいます。）を締結するものとしします。

第１条（約款の変更）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本約款の変更により変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に甲及び連帯保証人予定者（連帯保証人を含む。以下「連帯保証人」といいます。）と合意することなく本契約の内容を変更できます。この場合において、立替金の支払その他の条件は、変更後本約款によるものとしします。

- (1) 本約款の変更が、甲及び連帯保証人の一般の利益に適合するとき
- (2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第２条（契約の成立）

1. 甲は、本契約の申込みをするときは、本約款を承諾し、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に提出します。
2. 本契約は、当社が甲による申込みを承諾し、学園にその旨を通知した時点をもって成立します。
3. 当社は、以下の場合には、甲による申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき
 - (2) 甲が別途当社及び甲との間で本約款に基づき締結された契約に係る立替金の支払を現に怠り又は怠るおそれがあるとき
 - (3) 当社の業務遂行上支障があるとき
 - (4) その他当社が不適當であると判断したとき
4. 甲と学園との役務提供契約（以下「本件役務提供契約」といいます。）は、甲がその申込みをし、学園がこれを承諾したときに成立します。ただし、その効力は、本契約が成立したときに発生します。

5. 当社が甲からの本契約申込を承諾しない場合は、本件役務提供契約は、本契約の申込時に遡って成立しなかったものとします。

第3条（役務提供の時期）

本件役務は、本契約が成立した後、甲と学園が約定する期日に学園から甲に提供されるものとします。

第4条（代金および支払方法）

甲は、本契約に基づき甲が当社に支払う各回の金額（以下「分割支払金」といいます。）を、申込書記載の期間にわたり、申込書記載の期日に申込書記載の支払方法により当社に支払わなければなりません。

第5条（危険負担）

甲は、分割支払金の完済までに、甲の責めに帰すべき事由により、又は甲及び当社のいずれにも責めに帰すべき事由がない事由により、本件役務提供が不可能となった場合においても、甲は分割支払金の支払義務を免れないものとします。

第6条（届出事項の変更）

甲及び連帯保証人は、当社に届け出た氏名又は名称、住所、連絡先その他の事項を変更した場合には、速やかに当社に通知しなければなりません。かかる通知を怠ったことにより当社からの通知等が延達又は不到達となったときは、当社は通常到達すべき時に到達したものとみなすことができます。

第7条（期限の利益喪失等）

1. 甲において、以下の各号のいずれかの事由が生じたときは、甲は本契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにこれを履行しなければなりません。
 - (1) 支払期日に分割支払金の支払を遅滞し、当社が20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告したにもかかわらず、期間内に支払わないとき
 - (2) 本契約が甲にとって商行為（連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約を除きます。以下同じとします。）となる場合で、分割支払金の支払を一回でも遅滞したとき
 - (3) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (4) 第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき

- (5) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき
- 2. 甲が以下の各号のいずれかに該当したときは、当社の請求により、本契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにこれを履行しなければなりません。
 - (1) 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき
 - (2) 行方不明となったとき
 - (3) 刑事訴追を受けたとき
 - (4) その他の信用状態が著しく悪化したとき
- 3. 当社は、甲が前二項各号のいずれかに該当する場合には、何ら催告なく、直ちに本契約を解除することができます。

第8条（遅延損害金）

- 1. 甲が分割支払金の支払を遅滞したときは、当社が定める毎月27日（甲が分割支払金を支払う日）の翌日から起算して14日を経過した日から支払日に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に対して支払います。
- 2. 甲が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、分割支払金の残額全額その他の金銭債務に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に対して支払います。

第9条（費用等の負担）

- 1. 甲は、当社に対する分割支払金の支払に要する費用（送金手数料）を負担するものとします。
- 2. 甲は、支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替手続回数1回につき当社所定の費用を、振込用紙その他書面を送付した時は、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき当社所定の費用を別に支払うものとします。
- 3. 甲は、分割支払金の支払遅滞等甲の責めに帰すべき事由により当社が当社事務所以外の場所に訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき合理的かつ必要な費用を別に支払うものとします。
- 4. 当社が甲に対して書面による催告をしたときは、甲は当該催告に要した合理的かつ必要な費用を負担するものとします。
- 5. 甲が当社に支払う費用等については公租公課（消費税を含む。）が変更される場合、甲は当該公租公課相当額又は、当該増額分を負担するものとします。

第10条（充当順位および過入金の扱い）

- 1.本契約に基づき返済された返済金は、原則として、次の順序により充当されるものとします。
 - (1) 本契約に基づき甲が負担する費用（第9条に定める費用を含む）
 - (2) 第8条に規定する遅延損害金
 - (3) 第4条に規定する元金
- 2.当社が相当と認める事由が生じた場合は、当社は甲に通知することなく当社が相当と認める順位により、返済金を充当できるものとします。
- 3.返済金が過入金となった場合、その超過分は次回以降の返済に充当されるものとします。
- 4.当社から返金する場合は、振込手数料を差し引いた残額を、申込み時に登録された口座に返金します。ただし、過入金の金額が振込手数料を下回る場合には、返金が行われないものとします。

第11条（見本・カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等）

1. 甲は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、提供された本件役務が見本・カタログ等と相違していることが明らかとなるときは、速やかに本件役務の再提供を申し出るものとします。
2. 前項の申し出にも関わらず、学園が見本・カタログ等どおりの役務の再提供を行わない場合は、甲は、本件役務提供契約を解除できるものとします。
3. 甲は、前項の規定により本件役務提供契約を解除した場合は、速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

第12条（支払停止の抗弁）

1. 甲は、次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する役務について当社に対する分割支払金の支払停止することができます。
 - (1) 本件役務提供契約に基づく本件役務の提供が学園によりなされないこと
 - (2) 本件役務に種類、品質又は数量に関して、契約の内容に不適合があること
 - (3) その他、本件役務の提供について、学園に対して生じている事由があること
2. 甲は、前項の規定により支払を停止する場合は、その旨を当社に申し出るものとします。
3. 甲は、分割支払金の支払停止を当社に申し出るにあたって、事前に支払停止事由解消のため学園と交渉するよう努めるものとします。
4. 当社は、第2項の申し出があった場合は、直ちに所要の手続きを取るものとします。
5. 甲は、支払停止の申し出をしたときは、速やかにその事由を記載した書面及び資料があるときは、その資料を当社に提出するように努めるものとします。
6. 甲は、当社が甲から第2項の申し出を受け、当該事由について調査をする必要があるときは、その調査に協力するものとします。

7. 甲は、第1項の規定に関わらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできません。

- (1) 本契約に基づく債務の支払が本契約を締結したときから2か月以内に行われる約定であること
- (2) 本件役務提供契約が割賦販売法第35条の3の60第2項に該当するとき
- (3) 本契約に基づく分割支払金の総額が4万円に満たないとき
- (4) 甲による支払の停止が信義に反すると認められるとき
- (5) 第1項各号の事由が甲の責めに帰すべきものであるとき

第13条（早期完済）

- 1. 甲は、分割支払金の支払を約定通り履行しているときは、約定支払期間の途中で残分割支払金の全額を一括して繰り上げて支払うことができます。
- 2. 甲は、前項の規定に基づき残分割支払金の全額を一括して繰り上げて支払おうとする場合は、あらかじめその旨を当社に申し出るものとします。

第14条（役務提供契約の中途解約）

- 1. 次のいずれかに該当する場合は、本件役務提供契約は解約となります。なお、分割支払金の完済までに中途解約となった場合、本件役務提供契約終了月分までは、甲は分割支払金の支払義務を免れないものとします。

- (1) 甲が甲の都合により、当社へ解約を申し出たとき
- (2) 甲が学園を休学したとき
- (3) 甲が学園を退学したとき

- 2. 甲が第1項(2)または(3)に該当し、甲の学園在籍期間に対する必要学費と分割支払金総額とに差額が生じた場合、当社は学園の代理として甲に当該差額を請求するものとし、甲はこれを当社に対し一括して支払うものとします。なお、当該差額の支払期限は、退学または休学の属する月の翌月27日とします。

第15条（連帯保証人）

- 1. 連帯保証人は、本契約に基づく甲の当社に対する次の各号に掲げる支払債務を保証し、甲と連帯して債務履行の責任を負います。
 - (1) 第4条に規定する分割支払金
 - (2) 第8条に規定する遅延損害金
 - (3) 第9条に規定する費用等

2. 当社が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
3. 当社は、連帯保証人より請求があった場合、当該請求日より1か月以内に、連帯保証人に対して次の各号に定める事項について情報を提供します。
 - (1) 主たる債務の元本債務及び従たる債務についての不履行の有無
 - (2) 未払債務がある場合には、その債務の残額
 - (3) 前号のうち、弁済期が到来している債務の有無及びその額
4. 連帯保証人が法人でないときは、次の各号に掲げる規定が適用されるものとします。
 - (1) 甲は、甲の財産及び収支の状況、甲が主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、契約が主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容に関する情報のすべてを、法人ではない連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを、当社に対して表明及び保証します。
 - (2) 法人ではない連帯保証人は、甲から前号の情報全ての情報を受けたことを、当社に対して表明及び保証します。
 - (3) 甲は、甲が期限の利益を喪失した場合において、当社が法人ではない連帯保証人に対して、期限の利益を喪失した旨通知することにつき、予め同意します。
5. 甲は、当社が連帯保証人に対して、甲の当社に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

第16条（住民票取得等の同意）

甲及び連帯保証人は、本契約の申込に係る審査のために、又は債権管理のために当社が必要とする場合には、甲及び連帯保証人の住民票を当社が取得し、当該目的に利用することに同意します。

第17条（反社会的勢力の排除等）

1. 甲及び連帯保証人並びに当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲、連帯保証人又は当社は、他の当事者が前項の確約に違反した場合、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、事前に通知又は催告することなく、本契約の解除をすることができます。なお、本項による解除によって他の当事者に損害が生じてもこれを一切賠償することを要しません。
3. 甲、連帯保証人又は当社は、他の当事者が本条に違反したことにより損害を被ったときは、当該他の当事者に対し、その一切の損害の賠償を請求することができます。

第 18 条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

- 1. 甲は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはなりません。
- 2. 甲及び連帯保証人は、当社が本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供することを、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第 19 条（準拠法・合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に起因又は関連して生じた一切の紛争については、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。